

東京都男女平等参画審議会
（第4回総会）

平成13年7月6日（金）

都庁第一庁舎42階 特別会議室A

午前11時08分開会

○高西男女平等参画担当部長 大変お待たせをいたしました。まだご出席の予定でお見えになっておられない委員の先生もいらっしゃいますけれども、時間も大分過ぎましたので、これより「東京都男女平等参画審議会 第4回総会」を開会させていただきます。

議事に入ります前に、お手元にお配りしております本日の資料の確認をさせていただきます。「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方答申（案）」という冊子でございますが、お手元にありますでしょうか。

それでは、坂本会長、本日の議事進行をよろしくお願い申し上げます。

○坂本会長 皆様、おはようございます。お暑いところ、よくお集まりくださいます。ありがとうございます。

本来なら、ここで私が立ち上がってご挨拶するほどのこともなく、すぐ始めればよいのですが、今日は答申についての最後の会合でございますので、本当にいままで皆様方、私はたまにしか出させていたideないのですが、部会の方々、起草委員会の方々には大変なご苦勞をおかけしたと思います。おかげさまで、今日、お手元にありますような答申がまとまってあります。今日は、皆様の大変なご苦勞を思い起こしながら、ちょうど1年間たっているわけでございますが、その過程を振り返りつつ、もう一度みんなでの答申を確認し合うということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、座らせていただきまして、本日の議事に入りたいと思います。

答申の取りまとめに当たりまして大変ご苦勞をかけたということは、いま心からお礼を申し上げたのですが、今日は、お手元の会議次第に沿って議事を進めてまいりたいと思っております。本日の議題は、この審議会として、昨年7月、知事から諮問されました「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方答申（案）」についてご審議、ご確認いただき、ご決定の上、答申を提出するというところでございます。議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず初めに、この答申案ができ上がりますまでの経過を簡単にご報告申し上げます。報告につきましては、事務局からよろしくお願いいたします。

○高西男女平等参画担当部長 それでは、ご報告させていただきます。

答申案の45ページをご覧ください。そこに「東京都男女平等参画審議会開催状況」とございます。昨年の7月25日の第1回総会で知事からの諮問を受けました後、今後の進め方について審議し、参画部会、平等部会の2部会を設置いたしました。8月の拡大部会では、

第5期東京都女性問題協議会の樋口恵子会長に同協議会の報告について講演をしていただきました。その後、各部会及び合同部会で審議を行いまして、11月には起草委員会を設置し、各部会での審議結果に基づき、検討結果を「中間のまとめ」として取りまとめ、平成13年1月の総会におきましてご承認をいただきました。この「中間のまとめ」は、公開講座、あるいは「広報東京都」、そしてまた、生活文化局のホームページ等によりまして広く都民にお知らせし、都民の皆様から1,000件を超えるご意見が寄せられました。4月の第3回総会におきまして都民意見の報告と審議を行い、これを踏まえて、起草委員会で答申案を作成し、6月の拡大部会の審議を経て、最終的にまとめていただいたのがお手元の答申案でございます。

簡単でございますが、経過報告は以上でございます。

○坂本会長 ありがとうございます。委員の皆様方には、本当に短期間にいろいろ無理なお願いも申し上げたわけでございますが、惜しみないご協力をいただきまして、重ねて心から感謝申し上げたいと思います。

それでは、これから、この総会でご決定いただきます答申案の概要につきまして、事務局から説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○高西男女平等参画担当部長 それでは、説明させていただきます。前回6月14日の拡大部会におきましてもご覧いただいておりますので、ご意見をもとに変更した点を中心に、ごく簡単にご説明させていただきます。

表紙の次の「はじめに」と「目次」をめぐっていただきまして、1ページ、「基本的考え方」でございます。

1「男女平等参画社会実現に向けての三つのパートナーシップ」でございますが、ここでは、拡大部会でのご意見に従いまして順序を入れ替えまして、(1)に「女性と男性がパートナー」、(2)「仕事と家庭がパートナー」というふうにさせていただきました。

(1)の「女性と男性がパートナー」のところでございますが、冒頭部分、女性も男性も互いに社会を構成する一員として認め合い、相互の個性と能力を尊重し、対等なパートナーとして協力し合うことが重要であるといまして、このようなパートナーシップは、家庭や個人の生活を豊かにするとともに、活力ある社会を形成する源となること。また、若者に対しても、多様な生き方の展望を育てることになるということを加筆しております。

2ページでございます。(2)「仕事と家庭がパートナー」でございますが、この項は変更はございません。人々のライフスタイルは多様に変化しており、これまでのような画一

的な発想では対応が困難になってきている。「女性が家庭を守り、男性が家庭を犠牲にしながら働く」という伝統的な役割分業に基づくライフスタイルは、大きな転換を求められている。一方、企業は、性別や年齢を問わず、優秀な人材を必要としており、人々が仕事と家庭とが両立できるような環境で働けることが、これからの労働力不足を補うと同時に、企業の生産性向上にとっても必要になっているといたしまして、企業は、仕事と家庭がパートナーの関係にあるとの視点にたった人事・労務管理が必要になっていると指摘しております。

3ページでございます。3「都民・事業者と都がパートナー」の項は、やはり冒頭に、今日の社会は、個人、家族といった「わたくし」と、社会、行政という「おおやけ」とを単純に分けて役割を位置づけることができなくなっており、都民・事業者・行政など、いろいろなセクターが互いに協力し合って様々な問題に取り組むことが重要であるとして、育児、介護のようなこれまで家庭の領域と考えられてきたことも、社会全体で対応することが求められており、このため、近年、NPO等の市民活動が活発になってきていることなどを加筆しております。

少し飛びますが、6ページ以降でございます。6ページ以降は、「行動計画に盛り込むべき事項」として、各項目につきまして、その考え方と取組の方向を示しておりますが、若干の追加あるいは表現の修正を除きまして、基本的に変更しておりません。簡単にご説明させていただきます。

6ページの(1)「あらゆる分野での参画の促進」ですが、ここでは、方針・意思決定段階からの参加、すなわち「参画」の重要性を強調しております。

次に、8ページから13ページにかけましては、「働く場における男女平等参画の促進」でございます。均等な雇用機会の確保や、パート労働等の労働条件の改善について述べておりますが、9ページをご覧ください。「東京都に求める取組の方向」の中で、最初にポジティブ・アクションの促進がございますが、そこの二つ目の項目に「ポジティブ・アクションを推進するために、企業との連携を図るしくみをつくる」という項目を追加しております。

続きまして、14ページから17ページでございます。ここは「家庭との両立支援」ということで、育児や介護と仕事など社会的活動との両立支援の強化をうたっております。ここでは、15ページに、「都民・事業者に求められる行動」のところでございますが、「父親、母親がともに乳幼児期から積極的に子育てに参画する」というふうに、少し表現を修正し

てございます。

続きまして、18ページをご覧ください。18ページから25ページにかけては、2「男女平等参画の視点に立って人権が尊重される社会の形成」でございます。ここでは、ドメスティック・バイオレンスやセクハラ等、人権侵害に対する取り組みの強化を提言しております。

23ページをお開きください。「東京都に求める取組の方向」のところで、セクシュアル・ハラスメント防止のための施策でございますが、一番下の行に「加害行為を行った者については、厳正な措置を行う」ということを追加しております。

また飛ばさせていただきますが、26ページ以降は、3「男女平等参画を推進する社会づくり」及び4「男女平等参画社会の推進」でございます。ここでは、教育やメディアの役割、あるいは社会制度の問題点、そして推進体制の整備について述べております。

27ページでございますが、「東京都に求める取組の方向」の中で、学校での男女平等教育推進のための取組みの3項目でございます。公立学校の男女混合名簿の取組みの後段の部分、「推進にあたっては、学校における教育活動全体を通して児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解するように、男女平等教育の一層の充実を図ること」及びその次、4番目に、「職業体験学習やインターンシップ等を通して、児童・生徒の職業観を育むような教育を推進すること」を追加しております。

なお、その後に黄緑色の中とびらがございますが、これ以降は参考資料といたしまして諮問文、あるいは都民意見の概要等を添付しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、大変簡単でございますが、答申の概要についての説明を終わらせていただきます。

○坂本会長 どうもありがとうございました。ただいま概要の説明をしていただきましたけれども、起草委員の方から補足説明などがありましたら、ぜひお願いいたします。こういうふうになったけれども実はここは大変苦労したとか、ここは本意ではないけれども、やむを得ずこうまとめたとか、いろいろ思いがありましたら、私ども、この答申にそれをすぐ書くわけにはいきませんが、やはりメンバーとしてそういうお気持ちも知っておきたいと思いますので、もしおありでしたらどうぞ遠慮なく。

○金城委員 私は、やはり作文ではだめで、きちんとゴールを定めて、そして、それに向かって積極的な努力をしていかなければ、なかなか男女平等参画社会というのはでき上がらないと思うんです。ですから、そういう意味では、例えば学校の混合名簿の導入率とい

うようなところにつきましては、数字を定めて、何年までには何%というようなことをぜひ入れたかったんです。ただ、教育庁の方からも、大変真摯な、これから真剣に取り組んでいくというようなお話もございましたので、では、数字は設定しないけれども、次に何か評価をするときには、それぞれ 100%としたぐらいの成果が上がるということを期待いたしまして、数字の目標は入れませんでした。ですから、数字は設定していないけれども、そして、教育という非常に重要なことですので、真摯な努力を心から期待したいと思います。

○坂本会長 ありがとうございます。またいつか適当なときに、きっと進捗状況のご報告があると思いますので期待申し上げます。

ほかにいかがでございましょうか。もしありましたら一、二伺います。

○広岡委員 勝手なことを言っているんですね。

○坂本会長 もうおっしゃったことがここには入りませんので、むしろどんなことをおっしゃっていただいても・・・。

○広岡委員 起草委員として起草するよりも、いましゃべらせていただく方が何かうれしいような気がします。大したことではないですけれども、かねて私の持論で、事業者に対する取組みですが、都が契約を結ぶ相手方の事業者を選ぶときに、男女共同参画にどのぐらい取り組んでいるかというのを参考にするというか、選ぶ一つの基準にするのがいいとずっと思ってきたんです。これは、わりと障害者は福祉の問題とか、障害者雇用率とか、それから環境問題では恐らく国ももう動いていると思うのですけれども、ISO14001の認証を取得したかどうかというのを入札に参加する条件にするとか、そういうことが検討されていると思うのですが、女性問題が非常に難しいのはよくわかりますけれども、女性問題に取り組んだからといって、企業に負担のかからないような、むしろ能力のある人を登用して、より一層生産性が高くなるというのはまことにいいことだと思いますし、何かそんなことができないものかと思って・・・。法律上、非常に難しいのはわかるのですが、ここでは特に採用されなかったのですが、本当の個人的な気持ちを言うと、そういうのがあるといいんだがなという気持ちで、起草委員として特にどうのこうのというのはないんですけれども、一言述べておきます。

○坂本会長 わかりました。その辺は、部長さんから都庁内部にそういうお気持ちがあったことをお伝えして、何かのときにそういうお気持ちをどうぞご活用ください。

ほかに起草委員の方、何かございますか。

○大沢委員 いまの広岡さんのご意見とは一見逆の方向に見えるかもしれませんが、申し上げます。この答申案の３ページの下、最後のパラグラフに、男女平等参画社会を実現するためには、まず都が、積極的に取り組まなければならない。都が自ら男女平等参画をすすめ、その姿を都民や事業者に明らかに示していくことによって、とあります。つまり都庁が自ら取り組んでもいないことを民間に対して押し付けるのはいかなものかという坂本会長の当初からのご指摘もありましたが、そのところが実は私の問題意識とも大変オーバーラップしておりましたので、起草委員会の段階では、では、都として具体的に都の中で何ができるのかということ随所で議論をした結果として、例えば７ページには、都庁で女性の管理監督者を育成していくとか、それから、23ページについては、セクシュアル・ハラスメント、部長の方からのご説明がありましたけれども、加害行為を行った者については厳正な措置を行うとか、単に意識啓発を進めるというのではなくて、都の中で厳正な措置をもって臨むということも書き加えました。それから、33ページをご覧くださいますと、「東京都に求める取組の方向」で、すべての部局が施策や事業の立案、実施に際し、男女平等参画の視点に立って、その施策や事業が及ぼす影響に配慮するというふうになっております。それから、35ページには、「東京都に求められる取組の方向」の３番目で、この男女平等参画審議会にもむしろ自ら任務を重ねて増やすというか、そのようなことを書き、36ページのところで総合調整の機能を強化するというふうにだめ押しをしています。そのような観点を強め、都庁が自ら取り組みますので、それがうまくいくということをご覧になって、民間もぜひどんどん創意工夫でもって、ついてくるということではなくて、都庁を参考にしながらどんどん取り組んでいただきたいというような姿勢が打ち出せたのではないかとこのように感じております。

○坂本会長 ありがとうございます。都に対して非常に厳しくと言う言い方は悪いですが、役割をちゃんと課していただいて、そのことは本当にいいことだと思いますし、ここに出ておられる担当部署の方にとっては、それは厳しいことではなくて、むしろ皆様方が都庁内でいろいろご発言するときの大変な援護射撃になると思いますので、そういうふうにぜひご理解いただきたい。これは厳しいのではなくて、愛情のあらわれだと、そういうふうにぜひご理解いただきたいと思います。

ほかにございますか。それでは、ほかの方々にはまた後で時間がありましたらご感想などを述べていただきたいと思いますので、とりあえず「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方答申（案）」を正式に答申としてご決定いただき、知事に提出したい

と存じますけれども・・・。

○西田委員　ちょっとその前にいいですか。

○坂本会長　それでは、簡単をお願いします。

○西田委員　後でも同じことなのかもしれませんが、別に賛成とか反対に関わることではないというか、これでいいのですが、やはりその前に一言言わせていただきたいのですけれども、この前の案文が出されましたときに、パウチャー方式の問題について、私ちょっと質問をしたと思うのですが、意見は申し上げていなかったんです。それで、あの案文のとおり、ここでは検討するという方向が盛り込まれているので、これからの検討ですからいいかなというふうには思いますけれども、もともと国でこの方式が論議されたときに、保育所施設などへの運営費補助みたいなものを削減して、その分、とにかく父母の負担にしていく。そこへ直接、若干の補助をするという方向で議論がされていると思うのです。ですから、公的な責任を引っ込めて、保護者と施設にその責任がかぶせられてくる。そういう方向での議論があるということで、保育団体や関係者の皆さんは、基本的にはそういうのは困るよという意見がいま大勢を占めていると思うのです。そういうのを踏まえた上で、ここには今後検討するということですから、そうした国や自治体の責任を後退させるということではなくて、具体的に検討するときには、そういうものもしっかりと、やはり公的な責任はちゃんと課していくという方向も踏まえた上で、いろいろな形があるだろうと思いますので、そこはきちんと検討していただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、子育ての両立支援のところですが、15ページに「事業者」とあるのですが、そこに「男女双方が育児休業を取得しやすい環境を整備する」というふうにございますけれども、私どもは、それを進めるためには、東京都のそれを支援する中小企業への何らかの助成など、両立支援事業みたいな形で進めていかないと、本当には具体的に進んでいかない。事業者には求めているわけですが、さっきのご議論ではありませんが、この点についても、やはり東京都が何をするのかというところがしっかりと位置づけられる必要があるのではないかと。そういう意味では、9ページのポジティブ・アクションのところ、これからプログラムをつくるというふうになるわけですが、そういう中に、やはり両立支援事業という形、どういう形でもいいのですけれども、育児休業等が取りやすいような環境づくりみたいな、東京都が何をするのかということも具体的に検討していただきたいというふうに思います。

それから、25ページの上の方に「各年代に対応した健康支援を行う」とあるのですが、

ここでも母子の健康支援というのがあるわけですが、これも東京都が今後、プログラムなどを検討していく時の話になるのかもしれませんが、妊婦の健診とか、出産費用の軽減とか、そういう具体的な方策について、全体としてはこれから東京都が考えていくというふうになると思いますので、ここでは余り具体的なことが記されていないのは仕方がないと思うのですが、そういうことも含めて、本当に実のある行動計画ができるようにぜひ検討していただきたいということだけ、いままでちょっと触れられなかった部分で申し上げておきたいと思います。

○坂本会長 わかりました。部長さん、よろしゅうございますね。今のご注文につきまして、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、もう一度仕切り直しをいたしまして、この「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」を正式に答申としてご決定いただき、知事に提出いたしたいと思っておりますけれども、それでよろしいかどうか、皆様のご賛同をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○坂本会長 どうもありがとうございました。お手元の答申案を東京都男女平等参画審議会の「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」として決定いたしたいと思います。本当に重ねて委員の皆様にご挨拶申し上げます。

本日は、残念ながら、石原知事が所用のため本審議会にご出席されませんが、代わりに福永副知事がお見えになる予定でございます。副知事がお見えになるまで若干時間もございまして、今度は委員の皆様から、ご希望の方からご感想をいただければと思っております。余り時間もございませぬので恐縮ですが、もしご発言のおありになる方、お手をお挙げください。

（福永副知事入室）

○坂本会長 それでは、申しわけございません。副知事もお忙しい中、お時間を割いて来ていただいておりますので、先に答申の手交をさせていただきまして、その後、皆様からまたご感想があれば何うようにいたしたいと思っております。

副知事に来ていただきましたので、ご決定いただきました当審議会の答申を副知事にお渡し申し上げたいと思っております。

（「答申」の手交）

○坂本会長 ただいま本審議会の答申を福永副知事に提出いたしました。

本審議会では、「平等と参画」をキーワードにしまして、働く場における男女平等や人権の尊重、男女平等参画を推進する社会づくりなどにつきまして、都や都民、事業者の具体的な取組みを提言いたしました。答申の基本的考え方を書いてありますように、男女平等参画を実現するためには、女性と男性、仕事と家庭、都民・事業者と都がそれぞれパートナーとなって、協力して取り組んでいくことが必要でございます。特に東京都は、首都として、国に対しても、また全国の自治体に対しても大きな影響力を持っていると思います。都が率先垂範して男女平等参画に積極的に取り組んでいくことが、男女平等参画社会を実現する上で大変有意義であると考えております。ぜひ都民や事業者の皆さんと協力しながら、本答申を尊重した行動計画を策定されることをお願いいたします。この点、副知事に対しまして、私も心からお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、副知事から一言ご挨拶をちょうだいできたらと思います。

○福永副知事 皆様、おはようございます。副知事の福永でございます。

ただいま坂本会長から、「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」につきまして、ご答申をちょうだいいたしました。委員の皆様方には、大変お忙しい中、1年もの長きにわたりまして、大変ご熱心にご審議を賜りまして厚く御礼を申し上げたいと存じます。

いま会長からお話のございましたとおり、男女平等参画社会を実現していくことは、男女にかかわらず、誰もが自己責任で自らの能力を十分に発揮できるようにすることでございます。大変重要なことでございます。また、意欲あるいは能力のある女性が社会で活躍していくことは、21世紀の東京を一層活性化する契機になるものというふうに考えております。今後、東京都といたしましては、本日ご答申をいただきましたことを踏まえまして、男女平等参画のための東京都行動計画を策定いたします。特に、そのための環境づくりといたしまして、やはり子育て支援について最大限の努力をしまいたいと存じます。委員の皆様方のこれまでのご労苦に対しまして重ねて感謝を申し上げますとともに、引き続き都政へのご理解とお力添えをお願い申し上げたいと存じます。長い間にわたりまして、本当にありがとうございました。

○坂本会長 副知事、どうもありがとうございました。大変お忙しい中、この席にご出席いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、とりあえず今後のスケジュールについてご説明いただきました後、先ほどちょっと中断しましたご感想などについて、時間の許す限り伺おうと思いますが、それでよ

ろしいですか。

それでは、今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○高西男女平等参画担当部長 今後の予定でございますけれども、ただいまいただきました答申を踏まえまして、都の方で平成13年中を目途に行動計画を策定する予定にしております。行動計画の案がまとまりました段階でまたご報告したいと考えておりますけれども、その間、当審議会はしばらくお休みとさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○坂本会長 ありがとうございます。それでは、今日は大変出席率もよく、皆様お集まりいただいていますので、若干時間をいただいて皆様のご感想等を伺いたいと思います。

福永副知事、もしお時間でしたら、どうぞご退席くださいませ、結構でございますので。

○福永副知事 しばらくお伺いしたいと思います。

○坂本会長 副知事がいてくださるとなると、皆さん、ぜひ発言したい方が増えてくると思いますけれども、この際、思いのたけをどうぞ。

○福永副知事 一つだけ。私に質問を向けないようにしていただきたいと思います。(笑)

○坂本会長 質問ではなくて、一方的な感想、ご注文ということでよろしくお願いいたします。

○中村委員 今、福永副知事から、今回の答申に向けまして、特に子育て支援に力点を置いていかれるということで、私は大変すばらしい決断でいらっしゃると思いますし、期待をしております。実はこの答申の中で、これは感想ですけれども、14ページの「家庭との両立支援」、「育児に対する支援」というところで、言葉として弱いかなと感じましたのは、実は保育所とか子育て支援というのは、いま、児童福祉法にのっとっていろいろ政策が行われておりますけれども、児童福祉法は一昨年、改正が行われましたが、やはりその中に、あくまでも保育所は保育に欠ける児童に対してあるんだという文言がそのまま残ってしまったんですね。やはりここは、東京都が今回これだけ討論してきた中に、保育に欠ける児童のための保育所、あるいは子育て支援ではない。保育を必要とする児童のために子育て支援があるべきだという話になっておりますので、できれば、東京都の動き方の中に、国の児童福祉法の改正、「保育に欠ける」という文字はそこから全部取って、保育を必要とする児童のために今後はいろいろな子育て支援があるべきだということを、いろいろな行動・言動の中で強調していく必要があるのではないかというふうに思います。

それからもう1点は、いま、ITがかなり浸透してきておりまして、保育所、あるいは子育て支援、あるいはワーキングマザーのサポートの中にITがどこまで浸透してきているかといいますと、保育所にコンピュータが入っているところが一体何ヵ所あるんですかとお聞きしたいぐらいに、非常にマニュアル的な形で子育て支援が行われている。やはり一つには、保育園とか、そういったところの保育さんたちの省力化につながるようなところでのITの活用、さらには、ワーキングマザー、働いているお母様たちの安心と緊急性、あるいは利便性を考えたところでのITの活用というものを、ぜひ今後の施策の中で検討していただきたいというふうな感じがいたします。

それから、先ほど西田委員の方から、「バウチャー」という言葉がこの中に入ったということで若干の懸念のご意見がございましたが、私は、バウチャーということを検討するのは決して公的な責任の回避ではないと思っています。それよりも、いままで不平等な保育に対する公的資金の投入のされ方を是正するという意味がこの「バウチャー」には一つあります。公立保育所、あるいは社会福祉法人、認可保育所に限ってのみ莫大な公金が投入されてきた。それで、待機児童としてそこに入れない人たちに対しては、保育所の料金を全部自費でしか払わなくて、そこには公金が一切払われていない。こういった公的な資金の不平等な投入のされ方を一回是正する一つの方法としてこういう考え方がある。それからもう一つは、利用者の保育サービスの選択肢を増やしていくという意味もございますので、必ずしもバウチャーを検討することが公的な責任の回避につながると一刀両断に言うことは、もう少し検討が必要ではないかという印象を持ちました。

以上です。

○坂本会長 ありがとうございます。なるべく多くの方にご発言の機会を持っていたきたいと思いますので、どうぞほかにご発言のあります方。こんなチャンスはまたとないんですけれども、いかがでございますか。さっき大沢委員と広岡委員はおっしゃったんですけれども、もしここでも一言ということがあればもちろん結構ですし、ほかの方、なるべくチャンスを多く使っていただきたいと思います。

○コシノ委員 最近、明るい話題といいですか、女性にやさしい東京というイメージにしたのは、JRが女性専用車ということで大変珍しいと思うのですけれども、世界的にもそういうものがあるかどうかよくわかりませんが、やはりそういう問題は毎日毎日あると思うんです。ただ、夕方だけということで、一番混雑しているところにはまだない。女性に対しての感性といいですか、まだ始まったばかりですから、問題は毎日起こってくると

思うのです。やはり時代というものがどんどん変化していきますから、その都度その都度解決していかなければいけない問題なり、いろいろあると思うのですけれども、具体的に、この細かい配慮というのは大変すばらしいと思いますし、実際に女性が仕事をしやすい環境でいる東京都というイメージを、世界的に見ても目で見えるようなイメージづくりというものを具体的にしていく、目で見えるようにしていくことを、これから本当に実践していかなければいけないと思います。ここまではすばらしいですけれども、どういうふうにあらわれていくかというのが大変楽しみです。東京都に住んで、各区で区役所なり、私は港区ですが、どこに真っ先に相談に行ったり、そういう相談しやすいというか、大抵、女性というのは余り相談することに慣れていないと思うんです。だから、相談しやすい環境というものを当たり前にする、そういうことが一般の人にわかりやすくなっていくといいなと思うんです。

子育てにしても、女性だけが子育てをするのではなくて、男女平等ということならば、男性も子育てをして当たり前だと思いますし、それが当たり前の社会になればすばらしいことになるのではないかと思います。特に、男児には、男親の愛が必要です。

○坂本会長 ありがとうございます。ほかにいかがでいらっしゃいますか。

○広岡委員 先ほど発言してしまったのですが、せっかく副知事がお見えなものですから。繰り返しになって申しわけないんですけれども、大沢委員と私とともに起草委員として仕事をさせていただきました。やはり東京都が自ら先頭に立って模範を示すということが非常に大事だと思いますので、ここでは「都に求められる取組の方向」というのをかなり書き込みました。ぜひひとつ地域社会の先頭に立って、事業者としても先頭に立って、男女共同参画の問題に取り組むんだという姿勢をお示しいただきたいと思います。

それからもう一つ、地域の事業者に対する取組みですけれども、委託契約とか、さまざまな契約がございますが、契約というのを一つ取組みの手法として大胆にお考えいただくことも大事なかなと思います。環境問題に取り組んでいる事業者を優先的に契約の相手方にするとか、福祉の問題に取り組んでいる事業者を優先的に契約の相手方にするというのは、すでにいろいろな分野で行われていると思いますが、ぜひ男女共同参画に取り組んでいる企業も優先的に契約の相手方にするというような手法をご検討願えればと思います。

○坂本会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○西田委員 さっきも発言しておりますが、今、中村委員の方から先ほどの私の発言についてのご意見がございましたので。バウチャーにつきましては、先ほど私、一刀両断にだ

めだと申し上げたつもりはないわけですし、いまの全体の規制緩和という中で出されているものであって、直接、契約方式による入所というのが国でも提案されて、そういう中でバウチャーの方も出されているわけですね。そのことによって困る事態が起こるという心配が保育関係者や保護者の間にもあるということを踏まえた上で、決して公的責任が後退されることのないように、検討するのであればいろいろな形があり得ると思いますので、検討していただきたいというふうに申し上げましたので、誤解がないようにというのが一つ。

もう一つは、先ほど「保育に欠ける」というのが残ったと。それは一切とにかく取り払うべきだというご意見ですが、それにつきましても、やはりこれまでの長い間の必要があってそういう形になってきた保育の制度そのものについて、全く根幹から崩していくようなご意見ではないのかなと。それについても、ずっと努力をして保育関係者の間でもやはりさまざまな意見があって、そういう規定が残されているというのも事実ではないかと思うのです。ですから、一刀両断にあっちがだめ、こっちがいいと言っている話ではございませんので、そこは関係者の意見をよく聞いて行政は施策を進めるべきだということを申し上げておきたいと思います。

○坂本会長 わかりました。それでは、芳野委員、どうぞ。

○芳野委員 一言だけ。私どもとしては、この間、育児・介護休業法を抜本的に改正をし、仕事と家庭の両立支援法にしていこうという行動をとってまいりました。先の国会におきましては、残念ながら、育児・介護休業法の一部改正というところにとどまり、そして、結果としては継続審議で秋の臨時国会の中でもう一度議論をするという残念な結果になったわけですが、これからこの答申の考え方を受けて東京都としては行動計画を作成することですので、ぜひこの法律にも後押しをするような行動計画をとっていただきまして、仕事と家庭の両立というものをしやすくするようにしていただきたいということと、あと、子育てにつきましては、先ほど中村委員もおっしゃいましたように、ちびっこ園の問題もありましたように、やはり安心というものをいろいろな角度から実感できるような都政にしていきたいというふうに思いますので、感想を含め、要望を含め、一言だけ述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂本会長 ありがとうございます。

それでは、あまり副知事のお時間を長引かせてはいけないと思いますが、最後に私、会長という名前をいただいていますので、ほかの方がおっしゃらなかった、本来なら申し上げ

げては僭越かと思うことを一言だけ申し上げたいと思います。

今回は、東京都知事のご諮問でこういうことをいたしまして、今日ご答申を申し上げます。私ども、東京都知事の日頃の都政をいろいろ拝見しておりますと、都知事自身がいろいろなご発言をなさり、顔の見える都政をやっているように思いますし、いろいろな行動が国の施策に大変インパクトを与えるような活発な印象を受けております。そういう点から、この審議会で審議しましたことが知事にきちんと上がっているということを、私どもは新聞で都知事の動きをいろいろ拝見している中で、この審議会の意をお酌み取りいただいてこういう発言が出ているのかなとか、この審議会の意をお酌み取りいただいてこういう行動を思い切って起こされたのかなとか、そういうことが私どもに感じられるように、ぜひ知事にもよろしく中身をお伝えいたしたい。私どもは、もちろん事務方が一つ一つ着実に実行していただいている、その報告を受ける日を期待しておりますけれども、やはり東京都知事の日頃の新聞に出てこられる、テレビに出てこられる中で、男女平等参画に関するご理解が感じられますと、この審議会をしましたかいがございましたので、ぜひ知事にはそういうふうにお伝えいたしたいと副知事をお願いする次第でございます。

本日は、予定を急遽お変えいただきまして、副知事には最後まで残っていただきまして、まことに感謝申し上げます。

これをもちまして、「東京都男女平等参画審議会 第4回総会」を閉会させていただきます。委員の皆様、それから各局関係職員の皆様、1年間ご協力いただきまして本当にありがとうございました。副知事には、今日ご出席いただきましたこと、もう一度御礼申し上げます。まことにありがとうございました。これで終わりとさせていただきます。

午前11時54分閉会